

新旧対照表

●平成 28 年度 知財活用支援事業 大学等知財基盤強化支援（権利化支援）請求要項

日付	頁番	内容	
		新	旧
H28.5.20	10	特許事務所に支払ったことが分かる領収書等のコピー（片面コピー）を必ずご提出ください。	特許事務所に支払ったことが分かる支払い通知書及び特許事務所の領収書等のコピー（片面コピー）を必ずご提出ください。
H28.12.28	3	請求期限（精算請求書が JST に到着すべき日）は指定国移行期限の <u>3 ヶ月後</u> までとなります。	請求期限（精算請求書が JST に到着すべき日）は指定国移行期限の <u>3 ヶ月前</u> までとなります。